

会報

第12号

昭和37.2.1

兵庫縣宍粟郡
山崎町教育委員会内
宍粟郷土研究会
電七五〇番

揖保川高瀬舟考 (四)

宇野正碓

(承前)：江戸、大阪への廻米は、実に慎重に計画を立てて、揖保川を下げたのであるが、何分にも水量の少ない然も出水の度びに川瀬の状況が変化する、川筋では、航路の無事を百%保障することは不可能で、何時、どんなことが起るかば、予期出来ないことであつた。

片岡醇徳の『宍粟郡誌』にも、池田輝政公が高砂沖において、日本丸を建造した際、その碇を、山崎の舟元にて宍粟鉄をもつて作つたが、その運搬の途中、野村の新淵にて遂に沈没させてしまつたことを、記しているが、年貢米の川下げの時の事故を、二史料にもとづいて述べて見る。

(一) 文化五年二月十二日の事故

前年分の宍粟郡内天領地の年貢米を、江戸廻米のため、出石河岸より、網干湊に送り出したが、「宇原村、船頭、安次郎船へ、御米、拾石積請け、十二日朝、六ツ半時頃、

出石河岸出船し「揖東郡曾我井村、井原村両村入会之場所、伊保川筋にて」「難船」した。この時の船頭、安次郎(三〇才?)の「申口」では、両村入会地の川筋に「八衛梁と申す瀬へ」乗りかゝつて来たところ、常日頃は「石も、これ無き場所」であつたのに「四、五日以前の大雨にて流出」したものが「十二、三貫」もあると思はれる、大石が流れ出していたのに気付かず、その石に乗り上げてしまつて、「船底、三尺程、板之間の目が開き、詮之道」つき、浸水しはじめたので、早速、川岸に漕ぎ寄せて、村に連絡し、救援を依頼した。救援依頼を受けた、最寄の村、即ち、揖東郡、曾我井、井原村の年寄、庄屋は直ちに、「御出役光、網干御旅宿へ」届け出た。すると、その日のうちに、網干湊詰庄屋が、他に三人を伴つて到着、翌十三日には、代官所手代、関根藤兵衛が、下役八人を伴つて、網干から出張して来た。そこで、上乘、船頭、詰庄屋、地元役人、立会いの上、見分した処、「御米十石(註五斗入俵、二十俵)の中、十七俵は無難米にて、三俵は小沢手に」なつていたが「格別の儀にも、これなく、御積立の御差支にも」ならず、船も「少々破損」していたが「取繕候処、詮之道も相止り、網干湊まで御積立」にも差支えがない様に見うけられたので「御米、御積立なされる旨、仰せ渡らせられ」て、十三日に船は出発した。

難船の経緯は、右の様な次第であつたが、史料に見る限

りでは、この時の応急の措置は、先づもつて代官所に連絡
役人の出張、指図を仰ぐことであつたらしく、今のわれわ
れからみれば、水漏れの危険のある米俵を、船から下ろす
ことだと思われるが、これを行つた形跡がない。御廻米は
役人の指図がなければ決して、動かすことが出来なかつた
のではないだろうか。役人による嚴重な、統制振りが、う
かがわれる。かゝる事故を、ひき起した船頭等は、どんな
処分を受けたか、史料がないが「申口」と呼ぶ、調書をと
られてその時の事情を申し述べている。又、伝承によると
こうした時の費用は、最寄の村の負担といわれているが、
代官所役人、網干詰庄屋等は、宿泊費、食費を支払つてい
るので、次に記しておく。この事故について、代官所から
は、網干湊に居た上役（関根藤兵衛）一人と、下役八人の
計九人が来て居り、井原村で、十三日昼食を食べている。
この費用は一人当り米、二、五合で百九十三文、木銭（上
役、十七文・下役、八文）八十一文、計二百七十四文であ
り、これを井原村に支払つてゐる。これで見ると上役（関
根藤兵衛）のみ、木銭十七文で、下役の二倍になつてゐる
が、上等の副食が出されたのだから、酒が加つてゐるか
も知れない。又網干湊詰庄屋（清八）が下役三人を伴つて
一泊と昼食分を支払つてゐるので、十二日夕刻到着と考
えられた訳であるが、これは、宿泊等に上下の区別なく、十二日
夕食、宿泊については、米五合と木銭十七文（一人当）の

割合、十三日昼食は、米二、五合と木銭八文（一人当）の
割合で、計三百五十八文を、井原村に支払つてゐる。

一応、当時公定宿泊料は、米五合と木銭三十五文が上級
米五合と木銭十七文が下級と（昼食は米二、五合と米銭十
七文が上。米二、五合と木銭八文が下）してあつたのであ
ろう。

網干湊詰庄屋とは、実粟郡天領内の村から庄屋が交代で
網干湊に津出中、出張してゐた者のことで、清八は実粟郡
内の天領地の庄屋である筈であるが、今のところ、何村の
庄屋であるか不明であるが、会員の方から御教示を頂きた
いと思つてゐる。（続く）

播磨の公弁円伝私考

杉山よしあき

山崎町川戸に、播磨の公辨円ハッマキミベンの塔と言われる立派な五輪
の塔があり、而して、辨円は川戸で誕生したと伝えられて
いる。播磨の公辨円の父は、摂政藤原良経であると語り説
がある。前号には辨円の父藤原良経について述べてみ
た。さて、辨円はいつ誕生したのであるか？今号では、
このことについて考えてみよう。

『山崎町勢要覧』（九一頁）には「辨円は、寿永二年に山
崎町で生れた」とあるが、いつ生れたかと言ふことは明確
ではない親鸞聖人や日蓮上人でさえ御誕生の年月は、歴史

的には不明であるが、ただ、入寂された時の年齢より逆算して誕生の年を推定するより外に方法がないのである。そこで、辨円はいつ入寂したか、と言うと、それに二説ある。

①茨木県那珂郡玉川村東野字栖原の「法専寺」お寺伝によると「寛喜元年十月十三日に、七十三才で入寂した」ところになつてゐる。この「法専寺」は、辨円が三十五才の時より入寂するまで、領主佐竹左衛門尉秀賢公に招かれて住んでいたお寺である。

②もう一説は、茨木県新治郡恋瀬村大增板敷山麓「大覚寺」の寺伝によると「建長三年十月十二日に七十二才で入寂した」となつてゐる。この「大覚寺」は、承久三年に辨円が親鸞聖人を板敷山に要撃するため三十五人の弟子と共に屯所とした所である。

著者は、この「建長三年に七十二才で入寂した」説の方が、種々の理由よりみて穏当であると思ふので、この説に

順う。

建長二年に七十二才で入寂したのを逆算すると、播磨公辨円は治承四年（一一八〇）に生れたことになる。なお、辨円の墓と称せられるものは三ヶ所にある。

①入寂地の墓：：栖原「法専寺」の塚。

②移転地の墓：：松原「上宮寺」の墳墓。

この「上宮寺」は、天正十一年に栖原の「法専寺」より移転して「上宮寺」と改めたものである。後に、明治維新のころ辨円の墳墓もこの地に移転した。茨木県那珂郡神崎村本米崎松原。

③供養地の塔：：山崎町川戸の「辨円の塔」の三ヶ所である。

果して、どれが真実か？と言うことになる、一は実一は虚といたずらに判定することは出来ない。どれも深い因縁によつて出来上つたものであるから。

播磨の公辨円の風貌や性質、及びその生涯などについては、いずれ稿を改めて述べることにしたい。

(37・1・6)

山崎農業協同組合

皆様の農協

電話 七〇番

青果
海産物

山崎町俣沢町

杉本食料店

電話四六七番

埋蔵文化財の取扱いについて

山教委 肥塚 義 彦

昨年度山崎町においては、作家吉川英治氏より山崎闇齋像の寄贈を受け、さらにまた、十月二十日には岸田部落の松ノ本五九七番地先（神河中学校講堂南）より、簡易水道工事中、安富町榎本昂氏によつて、古銭が発見され、つづいて十二月十四日には青木部落の小谷一〇二〇番地三合併地より谷林新氏によつて銅鐸が発見され郷土文化史上忘れられない年でありました。

その反面、赤穂市においては、田端古墳の石棺はもとより、土器、剣、宝石類などが盗まれたことが神戸新聞県民版（昭和三十六年五月十八日付）に報ぜられ、赤穂市教育委員会は「無許可発掘やめよ」の警告を発したことも同紙西播版に報ぜられていました。

そこで埋蔵文化財の発掘、発見した場合の取り扱い方について、法律上規制してある点で直接関係のあるところをわかりやすく解説してみたいと思います。

一埋蔵文化財を発掘する場合

土地を発掘して埋蔵物である文化財を調査する場合は、先ず文化財保護委員会へ三十日前までに届け出て許可を受けなければなりません（文化財保護法第五十七条）この場合の様式は「埋蔵文化財発掘調査等の届出に関する規則」（昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第五号）によつて定められています。

また調査以外の目的で、たとへば土木工事その他のことで、貝塚、古墳等の埋蔵文化財を包蔵する土地とわかつておりながら、その土地を発掘する場合も同様に許可がいります（文化財保護法第五十七条第二項）

このように文化財を発掘する場合は、調査、その他調査以外の目的で掘りおこす場合を問わず許可がいりますからご注意下さい。

この場合の発掘手続きは山崎町教育委員会（警察署と密接な連絡を取ります）へ申し出て下さい。そうしますと町教委に申請し、県がさらに文化財保護委員会へ許可願を出して認められるとはじめて発掘が出来ます。

二偶然に発見した埋蔵文化財の場合

現在安栗郡には古墳であると断定出来るものがたくさん

ありますが、昨年発見された前記の埋蔵文化財二件についても偶然に発見されたものです。

みなさんがはじめから調査を目的で発掘される場合は、ほとんどないとみてもよいのではないでしょうか、それ故にご自分の家のまわりや、田畑を耕作したりする際や、土木工事に出たり、山の下刈りに行かれた際に偶然に発見される場合が多いのです。

このような場合の発見した文化財もご自分で自由に処分することは文化財保護法によつて出来ませんからご注意下さい。

文化財保護法第八十四条には「土地の所有者又は占有者が貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、その現状を変更することなく、委員会規則に定める事項を記載した書面をもつて、発見の日から十日以内に委員会に届け出なければならぬ。但し第五十七条第一項の規定による届け出をした場合はこの限りではない」と規定してあります、だから埋蔵文化財を発見された方は遺跡発見届出書規則により

1. 遺跡の所在地
2. 発見の年月日
3. 遺跡の種類
4. 遺跡の現状
5. 出土品の名称及び数量その他出土品に関し必要と認め

られる事項

6. その他参考となるべき事項

を記入した書類を警察署長あてに提出しなければなりません。この場合は出土品も同時に警察署に提出することになつております。

警察署長は差出された物件が埋蔵文化財であると認められた場合は県教委を経由して文化財保護委員会へ提出して指示を待ちます。

また文化財であるかどうか分からない場合も警察署長は文化財保護委員会へ鑑査をしなければならぬことになつております。(文化財保護法第六十条、第六十一条第一項) この場合文化財と認められた場合は文化財保護法の適用を受け、文化財でない場合は遺失物の適用を受けて拾得者に返還されます。

このように一件の埋蔵文化財である場合文化財であるかどうか分からない場合でも文化財保護法の規定によつて処



高級紳士服
洋品雑貨

高級毛布特売

(自慢できる値と値
二月五六七日限り)

洋品部

通和東町山崎
TEL. 142



十乙皮
園者最中

本町

松月堂

平本 六一 一十

理しなければなりません。これに違反した場合は罰則（文化財保護法第百六条（百十二条））があり懲役、若しくは禁錮又は罰金に処せられますから充分ご注意下さい。
以上のように

1 遺跡を発掘する場合には許可がいること

2 偶然に遺跡や埋蔵文化財を発見した場合には警察署長か教育委員会へ届け出なければならぬこと。
がおわかりになつたと存じます。

しかしながら、その他くわしい事務的な手続きがたくさんあります、たとへば、弥生式土器を発見されたと仮定しますと、それが持ち運べない場合は拓本や写真をとつたりして文化財保護委員会へ報告しなければなりません。この場合には相当の技術を要しますから教育委員会で処理いたします。前記の古銭、銅鐸の場合、前者は警察へ、後者は教育委員会へ届け出がありましたので、警察と教委の間で連絡しあい事務上の処理をし、古銭の方は「文化財」の認

定を受け処理については現在文化財保護委員会で審議中であり、銅鐸も現在同様であります。昨年度二件の埋蔵文化財については発見者の届け出があつたためにスムーズに行われました。要するに埋蔵文化財らしいものを発見された場合はすぐに警察か教育委員会へ届け出て下さい。

寄せ屋本

崎東 福井 託 二

旧冬押しつまつた或る日掛保川岸の寄せ屋の土蔵をのぞくと古ぼけた和本の一からげが目についた、いつものこととして此処の親方には無断で縄を解いた。まず漢詩書の写しや和歌の書きつぶしに土地台帳の原色図面など、次ぎつぎ探してゐる内に三七形三百頁程の小冊子が出てきた。表裏紙とも破損して書いた人の名も年代も分らないが世間要覧式の今のダイジエストの如きものである。順序も系統も雑然ながら細筆を使つて丹念に書いてある。早速他のものも一緒に目方で金を払つて持ち帰り改めて読んで見た。先づ書出しに日本開闢人の始めは国常立草より始つて天神地神人皇と続く、漢の人の始りは、盤古氏より始つて三皇五帝三王と続く、次いで日本高山、大川、大橋、諸国々名、大名小名録高、続いて播磨十六郡の石高附と森対馬守様御知行完票郡五十ヶ村石高表この内本多肥前守様御知行所三十

八ヶ村石高一万九百二十四石六斗八升五合と載せてある。次ぎに完栗郡内各社寺の縁起とその所領石高、村々から村々への里数、代官の配置、中程に来て天皇年代記や年号の起因、赤穂浪士切腹当時人員預ケ表、各月の異称、漢字音読表、世間の定法、二三頁空白にして山崎藩主歴代記で途中からではあるが松平石見守輝澄六万千石元和元年入部を筆頭に、五万石、三万石、一万石と下つて同権次郎忠堯の寛永三年迄書いてある。次に西出石中広瀬村、舟元、今宿と下流の香島、猪崎、島田との舟掛り衆との間に起つた紛争について双方大阪御番所への連書の写し、宝暦二年三月の日附がある。次で日本諸宗の寺数の内訳があり十三宗で四十五万九千四十四ヶ寺となつてゐる。金銀銅鉄類の重量の基準表、諸国温泉一覧、反物づくし、魚貝づくし、動物づくし、植物づくしこれでこの小冊子は終つてゐる。以上を約三百頁に涉つて記してゐる、これを察するに山崎藩の事川争いの事、村割りの事等から見ると凡そ天保あたりの年間

に山崎近在の有識者の誰かが筆のすさびに記したものであらうか小さなもので余り信を置くに足りないが、いくらか当時の目安の一助たり得れば幸である。買値は二束三文でも知遇の縁に得るところは千両の貴さがあると私は喜んでゐる。

川田順歌碑のこと

安井俊二

当山崎町關齋神社境内に、川田順氏の歌碑が建てられた。昭和三十六年十一月二十五日建碑。除幕式は、今春挙行される。山崎關齋先生視考之碑の東側、即ち門を入つてすぐ右手である。台石なしの土より高さ九十一糎、厚さ四十五糎、頂天やや左に細つてゐるだるま形で、基部五十糎巾の天然石で、中央より上部で巾四十糎、縦三十九糎程の磨きをかけて上部を掘りこみ、ここに歌が書いてある。四行に歌と名前を彫してゐるが、

播磨なる山崎の冬寒けれどくつろぎまさむ

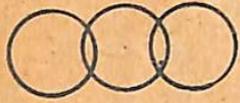
關齋の像

川田順

といふのである。この歌のよさは、同時に神殿の左前に建碑された吉川英治氏の山崎關齋木像の「奉獻の辞」の碑文を読んで頂くと、痛切に感じられることである。

川田順氏の歌碑は、金石文化研究所（主宰本山桂川氏）

山崎泊
山崎憩
山崎會



旅館
山崎
みづわ

電 三六一
五五三

の調査によると、現在富山市大山町上滝大川寺公園「山空をひとすじに行く大鷲の翼の張りの澄みに澄みたる」奈良市秋篠町秋篠寺「諸々のみ仏の中の伎芸天何のえにしぞわれを見たまう」愛媛県宇磨郡別子銅山「地中にはたらくことは慣れながら大山祇に礼して這入る」鹿児島県笠砂町笠砂岬神野間池畔「いにしえも今もあらざり阿多の海の黒潮の上に釣する見れば」の四つがあるとのこと。当地の歌碑は第五番目であろうか。歌人の歌碑では、故人の内啄木の十九、牧水の二十四、晶子十六、勇十五など多い方だが、現存者では佐々木信綱の十二が一番である。俳句と違つて、五つ六つの歌碑を持つ歌人は相当の顔である。

川田氏は、明治十五年一月十五日東京生れで、十五才にして佐々木信綱の「竹柏園」に入り、明治三十一年「心の花」創刊と同時にこれに参加、大正七年に孟女歌集「伎芸天」を出し、以後多数の歌集と研究、随筆集などを刊行している。その内の歌集「鷲」（昭和十五年発行）は、帝国芸術院賞を授賞した。昭和十一年に住友の理事を退き、昭和十四年愛妻和子と死別、戦後女弟子との間に噂をまいたこともあつた。現在は歌壇では無所属、すでに元老株に入つている。順歌碑と同時に建碑された吉川英治氏の「奉献の碑」は、横長の石で、上部水平で右側が巾広、左に狭くなつていく。左下部が少しとがった菱形？とも思つてもらえばよい。水平の上部は二米三十六糎、右側斜巾一米二

十一糎、左側斜七十五糎、下部左上りの長さ二米十八糎である。中央あたりの直線巾一米、これが二ヶ所に支えを持つて石組の台上に据えられている。勿論北面しているのだが、右手の広い方に横九〇糎、たて五十七糎の彫り込み磨きをかけて奉献の辞が吉川英治氏自筆で刻んであり。左の方狭い方に横三十一糎、たて四十糎の伊藤東所の銅板凸板がはめ込んである。吉川氏のは、題ともに十四行

奉 献 ノ 辞

所伝 本尊像ハ元 伊藤仁齋先生ノ 嫡孫 善

詔号東所先生ノ愛蔵セラレシモノ也ト

畏友嘉治隆一氏 偶々東都一書肆ノ書塵中ニ是

ヲ発見、流転隔世ノ遭遇唯ナラズトシテ 珍重収

拾 移シテ 山崎闇齋先生ノ郷土旧山水の裡ニ安

カラシム

即チ ソノ芳施ノ奇縁ト郷人ノ景仰トニ随参シ

テ 茲ニ安座シ奉ルノ経路ヲ識ス



鉄屋酒店

アサヒビール 特約店
清酒宮の井

山崎号伊沢町 電一三九番

昭和三十五年十一月

文化ノ日 吉川英治書

伊藤東所の分は、七行に

山崎闇齋先生像

略伝播州完栗郡山崎村人京師移住初妙心寺僧也絶

蔵主云後土佐住谷時中学爰至髮復儒成故土佐去又

京師住晚年神道帰

余深爰此像

伊藤善韶所蔵(花押)

伊藤東所(一七四二：一八〇四)は、徳川中期の儒者
で、享保二年京都に生れ、通称忠蔵、名は善韶、号を東所
という。東涯の末子。文化元年七月二十九日六十三才で歿。
学統は、古学派の仁斎、東涯のあとをつぎ、堀川派の正統
である。著書は、「古学十論」など十余冊がある。

酒造 古文书二つ

乍恐奉願上候事

一、当寅年諸国違作の国多く米穀払底に付酒造の儀是迄通り
造り来る高の内三分一相減じ三分二酒造可仕候様御公儀様神
為仰出候に付今日御召出の上其の段被為仰度一統承知奉
畏急度相守可申候仍而乍恐御請書差上候
已上

文政拾三寅拾貳月

米田屋 又十郎

福知屋 和助

今市屋 弥太郎

門前屋 善太夫

阿賀屋 弥三郎

田民屋 利兵衛

橘屋 鹿次郎

進藤 右衛門 殿
妹尾 善右衛門 殿

(右北門前屋所蔵)

讓渡申酒造株之事

一、酒造米高百四拾四石七斗四升

但 御鑑札表

右礼金三百七拾両也

冥加銀四匁九分七厘



自動車用ガソリン
家庭用白灯油

平田商店

山崎町庄能
電話二三三番

右者私所持ニ御座候処無抛金子入用之儀有之候ニ付親類
 え手續を以書面之礼金體ニ請取申候処実正ニ御座候、則御鑑
 札相渡申候上者貴殿御勝手ニ酒造御稼可被成候 右酒株ニ
 付外より胡障申者無御座候萬一違乱之義共有之候ハ、本人
 は不及申加判之もの何方迄茂罷出急度埒明貴殿江御差支ニ
 ハ仕間敷候間貴殿永く御取持可被成候 依之村御役印申請
 譲り渡候上者子々孫々迄毛頭違交無御座候
 為後日酒造株譲り渡連印証文相渡申所如件

明治元年

戊辰十月

松井信濃守殿領分

酒△△△主

佐用郡平福村

磯部屋 文三郎 印

親類惣代

磯部屋 源兵衛 印

証人 吹屋 清右衛門 印

同断 美作屋 敬助 印

右村年寄 尚七 印

同断庄屋 利右衛門 印

酒造年行司

同郡佐用村

榊屋 喜太郎 印

兵庫御裁判所御支配

完栗郡千草村

井筒屋 平太夫 殿

前書之通酒造米高相違無之候以上

播州酒造大行司

井上 甚右衛門 印

船越と千種

(見学旅行記)

安井竹軒

十一月五日、半晴で申し分のない旅行日和であった。郷
 土会員の参加者六十余人神姫観光バスにて、午前八時山崎発九
 時過ぎには早くも船越に着く。山門前に下車して徒歩一キ
 ロあまり、数百年を経たる老杉立並ぶ参道を清い朝風を吸
 いつゝ心もすがすがしく「瑠璃寺」に到着する。前堂
 に荷物を預けて四年前に新築成った本堂に参拝し、内陣庫
 裡より料理室浴場まで拝見出来て、末だ木の香匂う所然も
 毫社の木材美に目を見張った。寺は千三百年前行基菩薩の
 開創になつたもので、元本堂金堂奥院など十二坊舎と七十
 二号の大伽藍を要し、寺領六百三十石を持った寺であつた
 が、再三の火災に逢い貴重な宝物も多く烏有に帰した事は
 遺憾であるが、明治三十七年に大山林一帯の払下げを受け
 約六百三十町歩に巨木が繁茂し森林美を維持して居るのは

実にうれしい次才である。寺を出て紅葉かざした小川を渡ると急な石段があつて、それを登ると観音堂があり、そこに永和四年「今より約六百年前」の銘ある鯉口が釣つてある。その裏坂を下りて更に数町新道を上ると、近頃有名になつた『お猿の自然公園』がある。九州の高崎山に負けぬと称せらるゝ程ありて、小川を中に向う山と此方の大巖石との間に、数十匹の親子猿が喜々として戯れ遊んで居る。人にもよく馴れて手に持つ餌に近寄りて食うものさえある。水は清く岩は奇に、自然公園の此景物は、やがて全国に名高い名所となるでしよう。

群猿の秋の川原を楽しみます

午後早々寺を辞して観光バスにて千種町へ入る。千草に着くと町長、教育長の厚き観迎を受けて、急の石壇を登る所見晴し満点の境内がある

『西蓮寺』に着く。山本住職の寺の由来等につき懇切なる説明を聞き、更に町の元老石原積二郎翁の講話を聞く。

寺は貞観九年「今より千九十年前」教信上人の創立にて上人は八十六才を以て当千種にて入滅せられたとの事。寺より遠からぬ所に墓所もある。本堂は百七十余年前の建立で茅葺の風流なものであつた。

見晴しの念仏寺のちり柳

千草の美しき活気ある町を通りて教町字大寺に

『宇野氏墓所』がある。長永落城ゆかりの五輪の塔

が、六尺ばかりのもの四基並んでいる。何れも天正八年五月九日討死と彫してある。丘の上にありて巨樹十数本が之れを守るが如く林立している。

巨樹の下戦国武士の墓展す

それから暫く乗車岩野辺に至り

『福海寺』に行く。稍高い丘にありて眺望尤もよく

住職の説明を聞く。寺は弘仁年中「今より千五百五十年前」恵心僧都が此地に行脚の時、奇瑞により観世音を彫刻し、此所に一字を建立せられたと伝えらるゝ像は秘仏として観音堂に安置してあるとの事。此寺は天保五年改築せられ現在に至る。

千年の秘仏蔵して柿の寺

かくて予定のコースを經り山崎へ帰着したのは午後五時であつた。



最高の品を売る

阪本の肉



山崎町中央通商店街
電話 山崎 四五七番

會員名簿
 #####

西町	上山	しな	旭町	辻元	孝司	旭町	菅谷	ゆり
本町	岸脇	長次郎	〃	福田	せつ子	〃	大砂	賢治
〃	下村	よしの	〃	井上	作市	〃	福井	チヨノ
〃	田中	ゆきゑ	〃	志水	とみゑ	〃	北川	まきの
〃	後藤	ふみゑ	〃	安田	ツヤ	〃	横治	ますゑ
伊沢町	岩尾	幸子	〃	高田	ちよ子	上寺	浦川	さかゑ
〃	杉本	橋治	〃	東	こしげ	〃	福井	みつゑ
福原町	鷲野	久雄	〃	野上	つね子	〃	横治	ますゑ
北魚町	坂上	やな	〃	尾崎	勝美	〃	福井	みつ子
〃	鈴木	重太郎	〃	中尾	よしゑ	〃	横治	宗七
今宿	福井	条治	〃	神名	なつゑ	山田	福井	正己
〃	栗下	氏	〃	村本	つたゑ			

* 雑 報 *

○山崎闇齋神社奉賛会では、来る三月に闇齋先生二百八十年大祭を執行
 ○山崎闇齋神社奉賛会では、来る三月に闇齋先生二百八十
 年大祭を執行。この程建碑された吉川英治氏の「奉獻碑
 と、川田順氏の「歌碑」除幕式を併せ行い予定である。

尙、阿部東大教授の講演会も予定されている。吉川英治
 氏の出席は未定

○前号記載の岸田より出土古銭は、まだ正式に県文化財に
 指定されていませんので訂正します。

○本会報次号は、山崎闇齋特輯としたいと存じますので、
 闇齋先生に関する記事文献の寄稿を御依頼します。

○昨年九月二十四日の岡山県方面、十一月五日の船越と千
 草見学旅行は、大変好評で多数参加して頂きましたが、
 次回は、五月二十日の予定で、次号で御案内しますから
 御賛同下さい。

婦人服地専門の店

正 きしん

出水町通り
 (樽岡DP・日輪前)

TEL. 577

(印刷所) 山崎町本鹿沢 谷口印刷所 電六三三